

○中津文化会館条例

昭和 54 年3月 28 日中津市条例第 15 号

中津文化会館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の2第1項の規定に基づき、市民の集会、教育、芸術等文化教養の向上と住民の福祉を増進するための文化会館(以下「会館」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
中津文化会館	中津市豊田町 14 番地 38

(管理等)

第3条 会館は、中津市教育委員会(以下「委員会」という。)が管理する。

2 会館に、館長その他の職員を置く。

(開館時間及び休館日)

第4条 会館の開館時間及び休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 開館時間 午前9時から午後 10 時まで

(2) 休館日 毎週木曜日及び 12 月 29 日から翌年1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、委員会は必要と認めるときは、開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めることができる。

(使用の許可)

第5条 会館を使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、前項の許可を与える場合で会館の運営上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用料)

第6条 使用の許可を受けた者は、[別表](#)に定める額を基に算出した額の合計額の使用料(10 円未満の端数については、切捨てとする。)を納めなければならない。ただし、市長が、特に必要と認めるときは使用料を減免することができる。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、この限りではない。

(使用料の不返還)

第7条 既納の使用料は返還しない。ただし、使用できず次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他使用者の責に帰することができない理由により使用できなかったとき。

(2) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(使用権の譲渡禁止)

第8条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 使用者は、会館を使用目的以外の目的に使用する等使用許可を変更しようとするときは、あらかじめ第5条の規定に基づき使用の許可を受けなければならない。

(設備の変更禁止等)

第9条 使用者は、会館に特別の施設及び設備をし、変更を加え、又は備え付け以外の器具を使用してはならない。ただし、あらかじめ委員会の許可を受けたときは、この限りではない。

(使用の不許可)

第10条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 建物又は附属施設を毀損するおそれがあるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員が使用すると認めるとき。

(4) 管理上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第11条 委員会は、使用者が次の各号の一に該当すると認めるときは、使用条件を変更し、使用を停止し、又は許可の取消しをすることができる。この場合使用者が損害を受けても委員会は其の責を負わない。

(1) 第5条の規定に基づく使用許可の申請に不実の記載をし、又は許可の条件に違反したとき。

(2) 前条各号の一に該当する理由が生じたとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(入場の制限)

第12条 委員会は、次の各号の一に該当する者に対して入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

(1) 他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすおそれのある者

(2) 会館内において委員会の許可なくして営業行為をし、又ははり紙若しくは広告を行う者

(3) 管理上必要な指示に従わない者

(4) その他会館を利用することが適当でないと認める者

(原状回復)

第13条 使用者は、会館の使用の終わり、又はその使用の停止を命じられたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

(賠償)

第 14 条 使用者は、会館の施設、設備及び器具を毀損した場合には委員会が認定する額を賠償しなければならない。

(過料)

第 15 条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円)以下の過料を科する。

(指定管理者)

第 16 条 委員会は、会館の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法第 244 条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に会館の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会館施設の維持及び管理に関すること。
- (2) 会館の使用許可に関すること。
- (3) 会館の利用促進に関すること。
- (4) その他委員会が定める業務

3 第1項の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合にあつては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、第3条第2項の規定は適用しない。

第4条第2項	委員会は必要と認めるときは	指定管理者は必要と認めるときは委員会の承認を受けて
第5条、第10条、第11条及び第12条	委員会	指定管理者

(利用料金)

第 17 条 会館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定により指定管理者の収入として收受させる場合の利用料金の額は、[別表](#)に定める額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて、指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金を減免し、又は利用料金の全部若しくは一部を還付することができる。

4 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合にあつては、第6条、第7条及び第15条の規定は適用しない。

(委任)

第 18 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行日)

1 この条例は、昭和 54 年3月 28 日から施行する。

(使用料の減免の特例)

2 使用料の徴収については、第6条の規定にかかわらず、この条例の施行日後 65 日以内に会館を使用する者で、市長が必要であると認めるときは、使用料を減免することができる。

附 則(昭和 55 年3月 31 日中津市条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 59 年3月 26 日中津市条例第 11 号)

1 この条例は、昭和 59 年4月1日から施行する。

2 この条例施行の際、現に改正前の中津文化会館条例第5条の規定による使用の許可を受けている者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成4年3月 30 日中津市条例第 23 号)

この条例は、平成4年4月1日から施行し、同日以降に徴収する使用料について適用する。

附 則(平成9年3月 26 日中津市条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 10 年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の(中略)第 11 条(中略)の規定は、この条例の施行日以後の使用許可及び利用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 16 年3月 22 日中津市条例第 11 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後にそれぞれ条例の規定により申請等のあったものについて適用する。

附 則(平成 16 年 12 月 28 日中津市条例第 164 号)

この条例は、平成 17 年3月1日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 22 日中津市条例第 81 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年3月 24 日中津市条例第 30 号)

この条例は、平成 21 年4月1日から施行する。

附 則(平成 21 年6月 26 日中津市条例第 44 号)

この条例は、平成 21 年8月1日から施行する。

附 則(平成 22 年3月 16 日中津市条例第 16 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年6月1日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 10 日中津市条例第 58 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可その他の処分に係る使用料その他の料金について適用し、同日前の使用許可その他の処分に係る使用料その他の料金については、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年3月 30 日中津市条例第 17 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月5日中津市条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成 24 年法律第 68 号)附則第1条第2号に定める日(以下「施行日」という。)から施行する。(後略)

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行日以後のそれぞれの条例の使用許可に係る使用料その他の料金について適用し、同日前の使用許可に係る使用料その他の料金については、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月 24 日中津市条例第5号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第6条、第 17 条関係)

(1) ホール使用料

単位 円

使用時間			使用料				摘要		
			9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 22:00	9:00 ~ 17:00			13:00 ~ 22:00
大ホール	平日	入場料等を徴収	13,200	23,100	29,700	36,300	52,800	66,000	入場料等とは、入場料、会費、

	しない場合							会場整理費、 会員券及び大 売出し等による 招待券等入場 の対価その他こ れに類するもの をいう。
	入場料 等 1,000 円未満	17,600	29,700	38,500	47,300	68,200	85,800	入場料等に段 階を設けている ときは、その最 高額を適用す る。
	入場料 等 1,000 円以上 2,000円 未満	20,900	37,400	47,300	58,300	84,700	105,600	物品の展示説 明販売等営利 を目的として使 用する場合は、 使用料の20割 に相当する額を 加算する。
	入場料 等 2,000 円以上	26,400	46,200	59,400	72,600	105,600	132,000	継続使用で閉 館後翌日まで 展示品等を置く 場合は、使用 料の2割に相当 する額を加算 する。
土曜 日曜 祝日	入場料 等を徴収 しない場 合	17,600	27,500	34,100	45,100	61,600	79,200	使用許可時間 を超過して使用 する場合は、1 時間(15分以 上は1時間とす る。)につき当 該使用料の3

									割に相当する額を加算する。
		入場料等 1,000円未満	23,100	36,300	44,000	59,400	80,300	103,400	冷暖房使用料は、使用料の5割に相当する額とする。
		入場料等 1,000円以上 2,000円未満	28,600	44,000	55,000	72,600	99,000	127,600	祝日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
		入場料等 2,000円以上	35,200	55,000	68,200	90,200	123,200	158,400	
1階	平日		3,300	4,620	6,600	7,920	11,220	14,520	
小ホール	土曜・日曜・祝日		3,960	5,610	7,920	9,570	13,530	17,490	

(2) 会議室等使用料

区分		使用料	概要
1階	リハーサル室	1回につき 880	大ホールの使用者に限り、使用できるものとする。
	楽屋1・2	1回につき 1,100	前項に定めるもののほか、ホール使用料の表摘要の欄第3項から第5項までの規定を準用する。
	楽屋3・4	1回につき 1,100	
	ホワイエ(冷暖房使用料)	1時間につき 1,650	ホワイエを独占的に使用することはできない。
	ロビー(冷暖房使用料)	1時間につき 1,100	大ホールの使用者がロビーの冷暖房を使用する場合に限り、徴収する。
2階	スタジオ	1時間につき 660	スタジオをスライディングドアで2分の1に

単位 円

				仕切って使用する場合の使用料は、左欄に定める額の2分の1に相当する額とする。
	音楽練習室	1時間につき	440	前項に定めるもののほか、ホール使用料の表摘要の欄第3項から第6項までの規定を準用する。
	和室大	1時間につき	330	
	和室小	1時間につき	110	

(3) 附属設備使用料

単位 円

区分	品名	単位	使用料1回につき	附記	
舞台設備	所作台	1式	5,500		
	平台	1枚	160		
	松羽目・竹羽目	1式	3,300		
	金屏風	1双	1,650		
	せり	1式	3,300	中央せり	
	反響板	1式	3,300		
	指揮台・指揮者譜面台	1式	330		
	譜面台	1台	55		
	演台	1式	550	大ホール用	
	演台	1式	330	小ホール用	
	緋毛せん	1枚	160		
	長布団	1枚	160		
	上敷ゴザ	1枚	220		
	地がすり	1式	1,100		
	大太鼓	1式	550		
	合唱台	1式	1,100		
	リリウムマット	1式	1,100	接着テープを含まず	
				(1日につき)	
		パネル	1組	22	
		ピアノ椅子	1脚	110	

ピアノ	フルコンサート	1台	11,000	調律料含まず
	セミコンサート	1台	3,850	調律料含まず
	アップライト	1台	1,100	調律料含まず
	エレクーン	1台	4,400	
音響設備	拡声装置	1式	3,300	マイク(大ホール・小ホール用)2本を含む
	コンデンサーマイク	1本	1,100	
	ダイナミックマイク	1本	550	
	ワイヤレスマイク	1チャンネル	1,100	
	エレベーターマイク装置	1台	770	
	CDプレーヤー	1式	1,100	CDを含まず
	MDプレーヤー	1式	1,100	MDを含まず
	カセットテープレコーダー	1式	1,100	カセットテープを含まず
	マイクロホンスタンド	1台	110	
映写設備	16m/m映写機	1式	2,750	大ホール用
	プロジェクター	1式	8,800	大ホール用 管理料含まず
	スクリーン	1式	1,650	大ホール用
	オーバーヘッドプロジェクター	1式	550	
	16m/m映写機	1式	1,100	小ホール用
照明設備	ボーダーライト	1列	880	
	サスペンションライト	1個	220	
	シーリングスポットライト	1列	1,100	
	フットライト	1列	880	
	花道フットライト	1列	440	
	アッパーホリゾンライト	1列	1,100	
	ローホリゾンライト	1列	1,100	
	2Fサイドフロントライト	1式	1,100	

3Fサイドフロントライト	1式	1,100	1キロワット
センタービン(キセノン)	1台	1,650	
1Kwスポット	1台	220	
ロースタンド	1台	110	
コンセント	1個	110	
エフェクトマシン	1台	660	
先玉レンズ	1個	110	
種板ディスク	1枚	220	
調光電力	1Kw	22	

(1) 上記の使用料の額は、1回の使用(9時から12時まで、13時から17時まで及び18時から22時までをそれぞれ1回の使用とする。)当たりの額とする。

(2) コンセントの使用料は、持込電気器具の使用に限り徴収する。